



## 🍀 気になるアレコレ簡単解説 🍀 身近な法律のススメ

## ～ 執行法改正により、 強制執行がしやすくなりました ～

民事執行法の一部が改正され、一部は2020年4月1日から施行されています。この改正では、預金等の情報、不動産の情報、勤務先に関する情報の取得手続きが新設されました。今回のニュースレターでは、民事執行法改正のポイントをおさらいしていきます。



柏事務所 弁護士  
大友 竜亮

### 1 財産開示手続きの見直し

#### ①これまでの財産開示手続き

財産開示手続きとは、債務者を裁判所に出頭させ、どのような財産をもっているかについて開示させる手続きで、これまでも制度としてはありました。しかし、正当な理由なく出頭しなかった場合等の罰則が、30万円以下の過料と軽かったこともあり、実効性に乏しく、あまり利用されていませんでした(年間1000件程度です。)

#### ②改正した財産開示手続き

今回の改正により、罰則が6カ月以下の懲役または50万円以下の罰金(刑事罰)になりました。厳罰化されたため、以前よりも効果が期待できるようになると思います。

### 2 第三者からの情報取得手続きの新設

#### ①預貯金等の情報取得

銀行等から、どの支店に口座を持っているのか、口座を有している場合にはその残額についてまで、情報を取得できるようになりました。これにより、具体的に存在する預貯金債権に関する情報を参考にしたうえで、差押を申し立てることができるようになりました。

#### ②不動産の情報取得

前述した財産開示手続きを行った場合には、登記所から、債務者が所有する土地・不動産の所在等の情報が取得できるようになりました。不動産は、一般的に価値が高いため、債権回収の原資としては重要な財産となります。

なお、不動産の情報取得手続きについては、登記所における情報システムの改修等の関係から、改正法の公布の日(令和元年5月17日)から2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用されないとされています(附則5条)。

#### ③勤務先に関する情報取得

前述した財産開示手続きを行ったが目的が達成できない場合、養育費債権や生命身体への侵害による損害賠償請求権を有する者は、市町村や日本国民年金機構等から、債務者の勤務先に関する情報を取得できるようになりました。勤務先が分かれば、給与債権に強制執行をかけることが可能になります。

民事執行法の改正により、これまでは回収できなかったような場合でも、強制執行がうまくいく可能性があります。債権回収等でお困りの場合は、あきらめずに一度は弁護士にご相談ください。

(文責:大友 竜亮)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



🍀 気になるアレコレ簡単解説 🍀

## 身近な法律のススメ

### 相続で問題発生！

### 亡くなられた方に多額の借金があるケース

#### 相続放棄とはどのような手続なのか

ご家族やご親戚が亡くなられて、自分が法定相続人となる場合、必ず相続しないといけないというわけではありません。たとえば、亡くなられた方に多額の借金がある場合など、プラスの財産よりマイナスの財産の方が多い時は、「相続をしない」という選択も可能です。この「相続をしない」という選択を相続放棄といいます。相続放棄をするためには、相続放棄をする旨の申述を家庭裁判所にする必要があります。

相続放棄は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にする必要があります。たとえば、ご家族が亡くなられた日に法定相続人の方がその事実を知った場合は、その時から原則3か月以内に放棄する必要があります。

きちんと手続に従って相続放棄をした場合、その相続に関して、相続放棄した方は、初めから相続人とならなかったものとみなされます。つまり、亡くなられた方に多額の借金がある場合でも、相続放棄した法定相続人はその借金を返済する義務はありません。他方で、亡くなられた方の財産を取得する権利も失います。



柏事務所 弁護士  
辻 悠祐

#### 相続放棄を検討する場合に注意すべきこと

##### 1 相続放棄できる期間は短いので早めに準備する

先ほど説明したとおり、相続放棄は、原則として、相続の開始があったことを知った時から3か月以内にする必要があります。通常、ご家族が亡くなられた直後は、葬儀の手続や各所への連絡など忙しいうえに、亡くなられた方の財産状況を短期間で正確に把握するのは困難なこともあり、あっという間に放棄の期間を過ぎてしまう可能性があります。借金の存在が疑われる場合は、なるべく早く専門家にご相談ください。

##### 2 相続放棄を検討している場合は亡くなられた方の財産を処分しないでください

相続人の方が、亡くなられた方の財産を処分してしまった場合、相続放棄ができなくなる可能性があります。何が相続財産と評価されるかは微妙な点もありますが、困った場合は専門家にご相談ください。

##### 3 相続放棄によって次順位者が相続人となる場合は連絡を入れてあげる

相続放棄の効果は初めから相続人とならなかったものとみなすというものなので、子や配偶者が全員相続放棄すると、次順位者の直系尊属者や兄弟姉妹の方が相続人となる可能性があります。相続放棄した場合は、次順位者に亡くなられた方の財産状況や相続放棄によって次順位者が相続人となる可能性があることをお知らせしてあげた方が親切です。

##### 4 まとめ

相続放棄の手続には上記以外にも注意すべき点が何点かあります。ご自身で相続放棄することに不安があるという方は、ぜひご相談いただければと思います。

(文責:辻 悠祐)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルヂング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



メニュー充実！ボリューム満点！

### 柏事務所周辺のおすすめテイクアウトのご紹介

緊急事態宣言が明けましたが、まだ外食に行きにくい・いつもと違うお家ごはんを食べたい、という時にオススメの柏事務所周辺のテイクアウトが出来るお店をご紹介します！

※ 6月上旬現在の情報になります。最新情報は各お店のHP等でご確認くださいませようお願いします。



#### Ma Cuisine (マ キュイジーヌ)

〒柏市柏 3-6-16 2F ☎04-7128-7455



本格フランス料理がお家で食べられます。おかず数種・メイン・デザートまでついてコースバも抜群です！前菜の盛り合わせや単品メニューも充実しているのでお家パーティーにもおすすめ！



#### CAFE MARIO CHIFFON (カフェマリオシフォン)

〒柏市柏 1-6-13 AKビル ☎04-7197-6097



人気のシフォンケーキがセットになったテイクアウトメニューです☆シフォンケーキは月ごとの期間限定もあるので毎月食べたくくなります！メインもロコモコやローストビーフ等4種類から選ぶことができます。



#### SHANTY (シャンティ)

〒柏市柏 1-6-10 桜屋ビル 3F ☎04-7137-9145



じっくり煮込んだ無水カレーやお箸で切れるビーフシチューが人気です！自家製のビーフシチューは本当にお箸でほろほろとくずれるほど柔らかく美味しいです。



#### Buddy's (バディーズ)

〒柏市柏 3-1-21 水野ビル 1F ☎04-7157-0840



良質な脂の乗ったお店自慢のお肉は店長が選んでくれたワインとの相性が抜群でとても美味しかったです。ケータリングの内容は完全にお任せでしたが男性弁護士絶賛の内容でした。



4番目にご紹介した 大衆ビストロ Buddy's (バディーズ) のイートインもご紹介！

広々としたテーブル席や、オープンキッチンで調理風景が目の前で楽しめるカウンター席等、様々なシーンで利用できる店内で、本格的なビストロ料理を楽しめます♪  
たくさんの種類があるクラフトビールとお肉の相性は抜群です！



【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏 1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

## 「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第35回 少し変わったお酒を飲みたい時～



お店でいつも同じ飲み物ばかりを最近頼んでいるような気がする???  
そんな皆様にお勧めする、「ちょっと変化球の」飲み物です。

### ホッピー

年配の方はご存じの方も多いと思いますが、焼酎をビールのような味のするソフトドリンク(ホッピー)で割った飲み物です。ホッピーが余った場合には焼酎のお代わりだけを頼めるお店もあります。



### ドライベルモット

白ワインにスパイス・薬草を混ぜたような味がします。お店で頼むときのおすすめは「ソーダ割」です。

### シェリー

スペインの酒精強化ワインです。ストレートがお勧めです。シェリーと言っても色々な味がありますのでお店の人にどのような味が聞いて見るのが一番です。基本的には白ワインに近い味です。

### ロン・サカパ・センテナリオ(ラム)

なかなかラムを頼む機会は普段ないですが、ロン・サカパ・センテナリオはお勧めです。意外と男女問わず飲めます。アルコール度が高いので、水を一緒に頼んだ方がよいかもかもしれません。あまりたとえばが適切ではないかもしれませんが、「おみやげでもらった高級なアイリッシュモルトウイスキー」のような味がします。

### スパークリングワインのジョッキ

最近行ったお店に、ビールのジョッキにスパークリングワインと氷を入れた飲み物がありました。「スパークリングワインジョッキ」というような名前でした。邪道な感じも少ししましたが、かなりおいしかったです。(アルコール度数も減って飲みやすくなったような印象でした)

### アマレット

あんずを使ったリキュールで少し甘めです。ソーダがお勧めです。「杏仁豆腐をお酒にしたような味」がします。



いつものお酒もよいですが、たまには変化球のお酒もお勧めです。

【文責】大澤一郎

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋香番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

【東京事務所】〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング6階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。